

就農^や農業経営^の

悩み^や困りごと

ご相談ください。

新規就農

税務・財務

経営改善

農業参入

法人化

?

経営継承

??

雇用・労務

規模拡大

販路開拓

ご相談は**岩手県農業経営・就農支援センター**へ

就農や農業経営・参入に関する相談を
課題解決に向けて**無料でサポート**します！



こんな専門家がいます

税理士・社会保険労務士・中小企業診断士・
司法書士・農業経営者・農業経営アドバイザー など

支援の流れ

まずはお電話又はメール
でご連絡ください



農業者、
就農希望者 等

窓口相談

- ・ 就農に関する相談や支援情報、農業経営・参入に関する相談などを専属スタッフが無料で相談対応しています。
- ・ 相談内容をもとに、支援方法を決定します。



お悩みや課題が解決するまで
サポートします！

専門家派遣

- ・ 経営課題に応じた支援チーム（税理士、社会保険労務士、中小企業診断士等の専門家）を派遣して、無料で農業者の皆様の課題解決を支援します。

課題も解決したし、
相談してよかった！



よくある質問

Q.農業経営・就農支援センターとは、何ですか。

A. 就農希望者や農業者の確保・育成を図るため、都道府県が法令に基づいて整備している組織で、就農相談や農業経営の改善などの支援を行っています。

Q.相談に行くときに必要なものはありますか。

A. 必ずお持ちいただく必要があるものはございません。
農業経営の相談であれば、経営状況が分かる資料をお持ちいただくと相談対応がスムーズです。

Q.窓口相談は予約する必要がありますか。

A. 原則として、事前にお電話にてご予約下さい。

■ 経営相談

いわて農業経営相談センター

【住所】盛岡市大通一丁目2-1 岩手県産業会館5階 JA岩手県中央会

【TEL】019-626-8516



■ 就農相談

いわて就農相談窓口

【住所】盛岡市神明町7-5 パルソビル3階 公益社団法人 岩手県農業公社

【TEL】019-651-2262



■ 参入相談

参入相談窓口

【住所】盛岡市内丸10-1 岩手県農林水産部農業振興課

【TEL】019-629-5643

■ サテライト窓口

（経営・就農相談）

- ◎盛岡農業改良普及センター 【019-629-6726】
- ◎八幡平農業改良普及センター 【0195-75-2233】
- ◎中部農業改良普及センター 【0197-68-4464】
- ◎奥州農業改良普及センター 【0197-35-6741】
- ◎一関農業改良普及センター 【0191-52-4961】
- ◎大船渡農業改良普及センター 【0192-27-9918】
- ◎宮古農業改良普及センター 【0193-64-2220】
- ◎久慈農業改良普及センター 【0194-53-4989】
- ◎二戸農業改良普及センター 【0195-23-9208】
- ◎二戸農業改良普及センター 【0195-23-9208】

（参入相談）

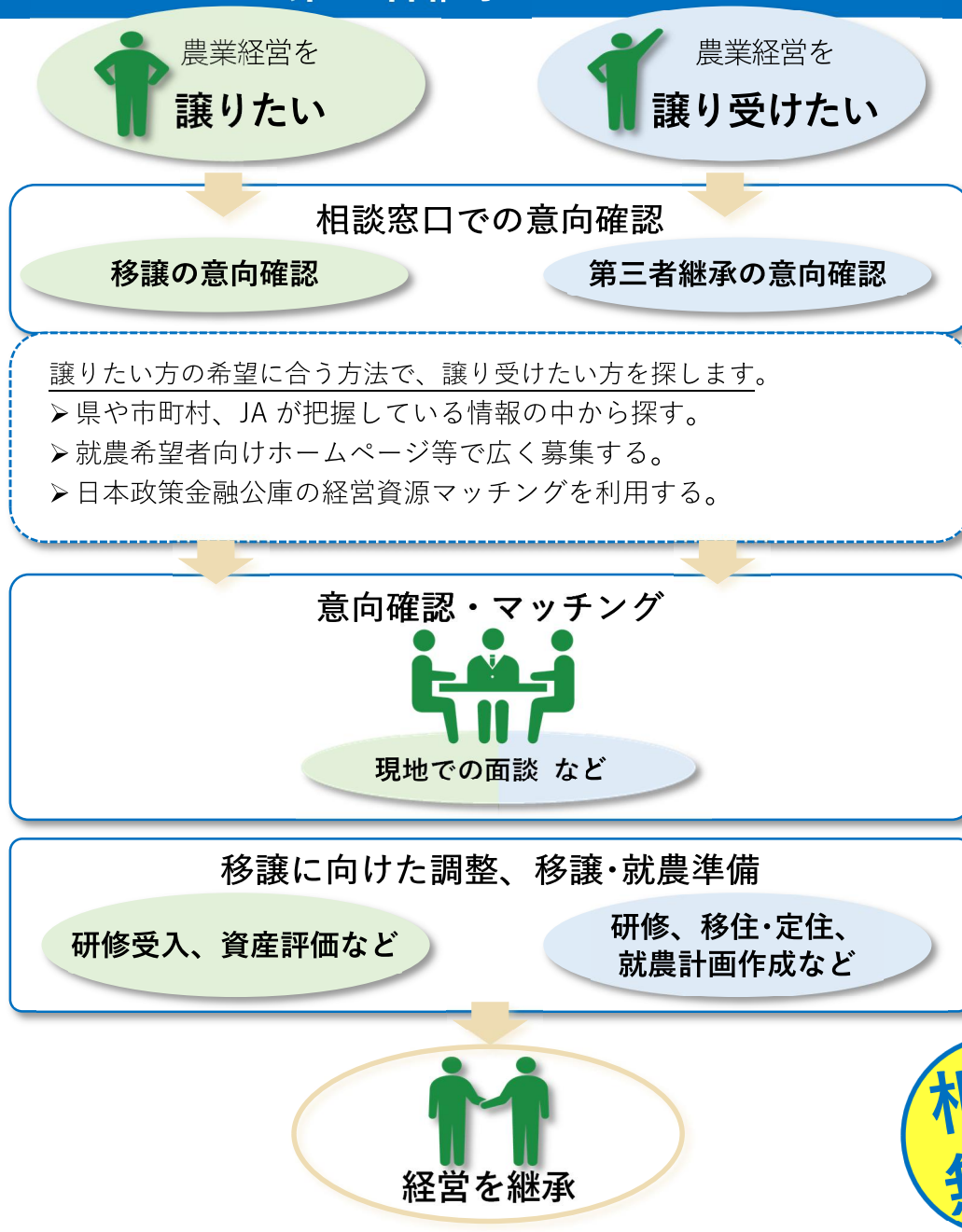
- ◎盛岡広域振興局農政部 【019-629-6597】
- ◎県南広域振興局農政部 【0197-22-2841】
- ◎花巻農林振興センター 【0198-22-4931】
- ◎一関農林振興センター 【0191-26-1413】
- ◎遠野農林振興センター 【0198-62-9932】
- ◎沿岸広域振興局農林部 【0193-25-2704】
- ◎大船渡農林振興センター 【0192-27-9914】
- ◎宮古農林振興センター 【0193-64-2214】
- ◎県北広域振興局農政部 【0194-53-4983】
- ◎二戸農林振興センター 【0195-23-9203】

※いずれのご相談も、お越しの際は事前にお電話にてご連絡ください。

家族以外に**農業経営を譲りたい**と
お考えの方、**ご相談ください**

個人情報、
本人の同意がない
限り第三者には
提供いたしません

第三者継承イメージ



相談
無料

経営を継承しないまま農業をやめてしまうと、農地や施設が有効に利用されなくなり、それまでに築かれた栽培技術などのノウハウも失われてしまいます。

第三者継承は、農地や機械・施設だけでなく、栽培や飼養管理技術、経営管理ノウハウ、販路、地域における役割などを「経営資産」としてとらえ、これらを新たな担い手へ引き継ぐ継承方法です。

岩手県農業経営・就農支援センター

岩手県、岩手県農業協同組合中央会、岩手県農業公社、岩手県農業会議で構成する就農や農業経営をサポートする組織です

相談窓口は、裏面をご覧ください

● 相談窓口

お近くの**農業改良普及センター**や**市町村**、**J A**にご相談願います。
(下表参照)

農業改良普及センター名 (岩手県農業経営・就農支援センター サテライト窓口)	住所	電話番号
盛岡農業改良普及センター	盛岡市内丸 11-1	019-629-6733
八幡平農業改良普及センター	八幡平市田頭 39-72-2	0195-75-2233
中部農業改良普及センター	北上市成田 20-1	0197-68-4465
〃 遠野普及サブセンター	遠野市六日町 1-22	0198-62-9937
〃 西和賀普及サブセンター	和賀郡西和賀町川尻 40-40-235	0197-82-3125
奥州農業改良普及センター	奥州市江刺大通り 7-13	0197-35-8451
一関農業改良普及センター	一関市千厩町千厩字北方 85-2	0191-52-4961
大船渡農業改良普及センター	大船渡市猪川町字前田 6-1	0192-27-9918
宮古農業改良普及センター	宮古市五日町 1-20	0193-64-2220
〃 岩泉普及サブセンター	下閉伊郡岩泉町岩泉字松橋 24-3	0194-22-3115
久慈農業改良普及センター	久慈市八日町 1-1	0194-66-9684
二戸農業改良普及センター	二戸市石切所字荷渡 6-3	0195-23-9208

岩手県農業経営・就農支援センター（総合窓口）		
■ 岩手県農林水産部 農業普及技術課	[電話番号]	019-629-5652
■ 岩手県農業公社 就農支援課（第三者継承相談員）	[電話番号]	019-651-2262
■ いわて農業経営相談センター（J A 岩手県中央会）	[電話番号]	019-626-8516

● 移譲希望情報の発信（希望者のみ） ※個人情報に掲載しません

次の**就農希望者等向けホームページ**に移譲希望情報（市町村又は地域、品目、規模など）を掲載し、**譲り受けた方を広く募集**することもできます。

農業をはじめる.JP

全国の就農希望者等
が情報収集する
ホームページ



岩手県農業経営・就農支援センター

岩手県への就農希望者等が
情報収集するホームページ

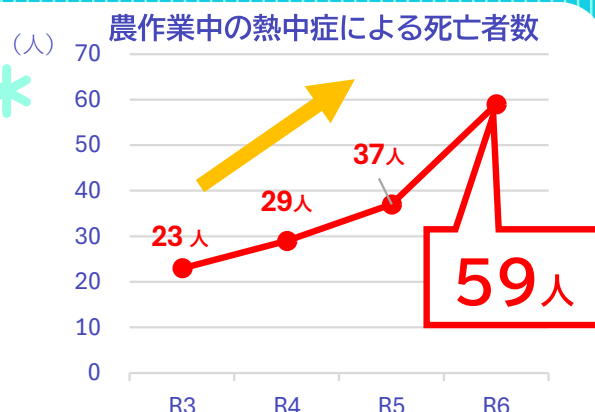


農作業中の熱中症を 予防しましょう!!

熱中症等による死亡事故が急増しています！
4月1日～6月30日は熱中症等対策研修強化期間です。
各地域で開催される研修に参加しましょう！

* 農作業中の熱中症が急増 *

- 近年、農作業中の熱中症による死亡者は急増しています。
- このうち、約85%が7～8月に発生しています。



* 予防のポイント *

暑さを避ける

高温時の作業は極力避け、日陰や風通しのよい場所で作業



こまめな休憩と水分補給

喉の渇きを感じる前に、こまめに水分・塩分を補給



単独作業は避ける

複数名で作業を行う、時間を決めて連絡をとり合う



熱中症対策アイテムの活用

帽子や吸湿速乾性の衣服の着用、空調服や送風機の活用



そのほか、日々の体調管理など熱中症に負けない体づくりをしておきましょう！

農林水産省



熱中症対策

* 熱中症対策アイテム *

身体を冷やす

暑い時間帯の作業等が避けられないときに活躍



ファン付きウェア、
ネッククーラー

1人作業の備え

やむを得ず1人作業をする際
のリスクを回避したいときに
活躍



ウェアラブル端末、
応急セット

環境改善

作業場を涼しくしたり、休憩
の質を高めたいときに活躍



ミストファン

* 熱中症が疑われる場合には *

01 作業を中断



(代表的な症状)

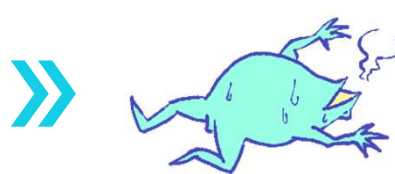
- ・ 汗をかかない、体が熱い
- ・ めまい、吐き気、頭痛
- ・ 倦怠感、判断力低下

02 応急処置



- ・ 涼しい環境へ避難
- ・ 衣服をゆるめ体を冷やす
- ・ 水分・塩分を補給

03 病院へ



応急処置をしても症状が改善
しない場合は医療機関で診療
を受けましょう!!

7月～9月は“夏の熱中症等対策声かけ期間”

キャッチフレーズ:いのちをうばう、夏のひとり作業



農作業中の熱中症死亡事故の
多くは1人作業で発生しています。

大切な人の命を守るため、
家族や地域で声をかけあいましょう!

令和8年度 岩手県農作業安全スローガン

「これくらい…」 少しの油断が事故のもと 初心忘れず安全作業



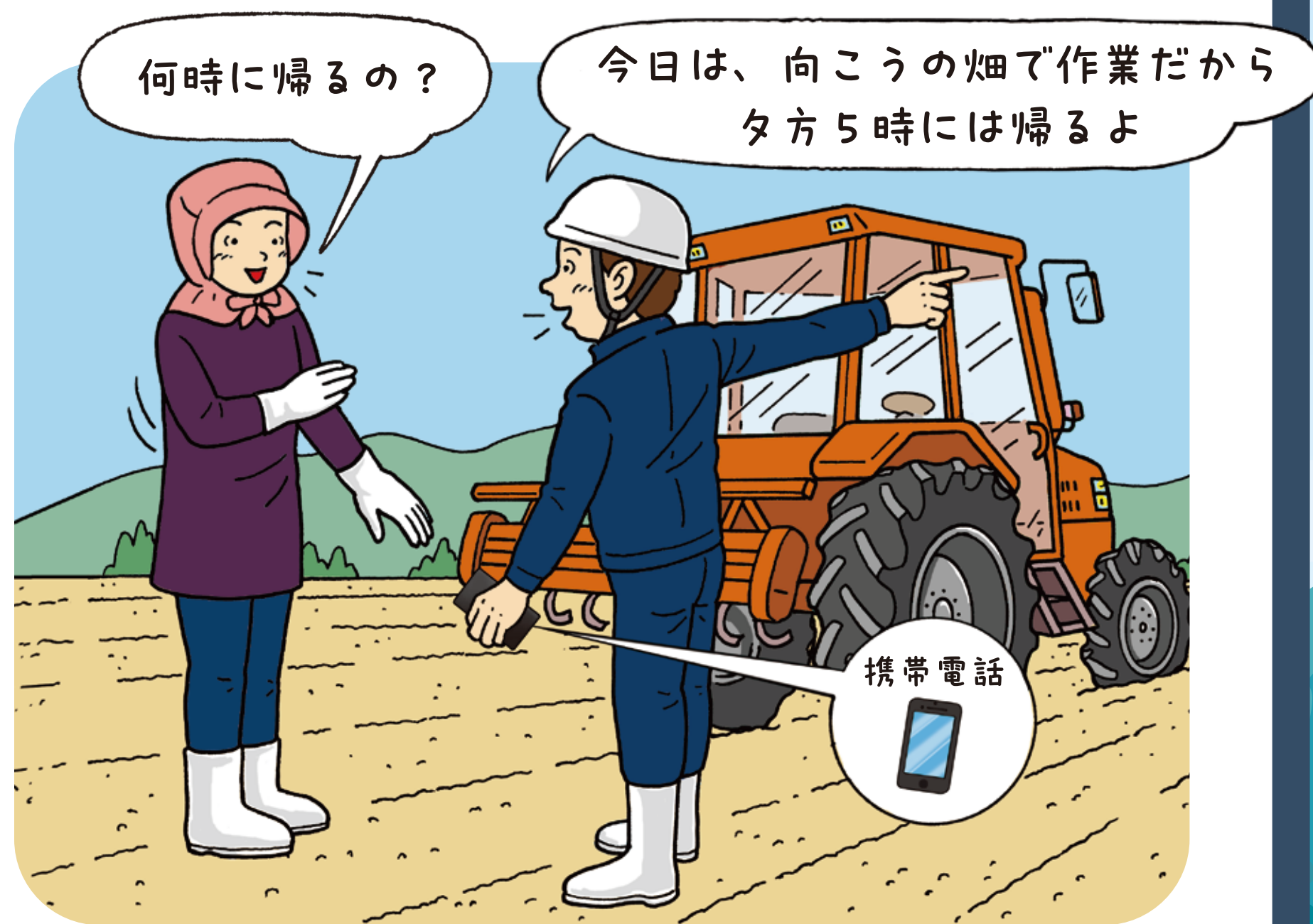
トラクターに安全フレーム装着！
運転者はシートベルト着用！



水分、塩分補給など熱中症対策
を十分に！



強風・乾燥時は野焼きをしない！
作業は、準備と注意をしっかり！



家族に作業場所と帰宅時刻を知らせよう！
携帯電話を携帯しよう！

農業者の方も労災保険に特別加入できます。
万が一の事故の際に確実な補償を受けられるように検討しましょう。



春の農作業安全月間 4月15日(水)～6月15日(月)
秋の農作業安全月間 9月15日(火)～11月15日(日)

岩手県・岩手県農作業安全対策協議会 TEL：019-629-5710

農作物の窃盗は 犯罪です！



**農作物の窃盗は、10年以下の拘禁刑又は
50万円以下の罰金の対象になります。**

盗まれた農作物と知りながら、運搬、保管、有償での譲り受け、
又はその有償の処分のあっせんを行うことも犯罪です。



生産者が大切に育てた農作物の窃盗は、生産者に経済的被害を与えるだけでなく、担い手の減少にもつながり、地域の経済社会への影響をもたらす、重大な問題です。農林水産省は、警察庁、各都道府県や生産者団体と協力し、農作物の盗難防止対策の普及・啓発を行っています。

農作物の盗難現場や盗品の疑いがある農作物を発見した場合、最寄りの警察署にご相談ください。



農作物の盗難に注意⚠

2025年には全国で**2,188件**の農作物の**盗難被害**が発生しており、園地(ほ場)や保管庫における被害が多発しています。

盗難防止対策の **5つのポイント**

1

農作物の保管庫の施錠を徹底しましょう



2

園地への**侵入防止策**を取りましょう

- ネットや柵を設置しましょう
- 防犯カメラやセンサーライトを設置しましょう
- 「盗難防止警戒中」「防犯カメラ作動中」などの看板・のぼり・ステッカーを設置しましょう



3

盗難対策の**チラシ**を作成し共有しましょう



4

自治体や警察と連携して地域で**防犯パトロール**を実施しましょう



5

万が一の盗難被害にも対応できる**収入保険**に加入しましょう



農作物の盗難現場や盗品の疑いがある農作物を発見した場合、最寄りの警察署にご相談ください。



収入保険をご紹介します！

全ての農産物を対象に、**自然災害や価格低下だけではなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償**します。

自然災害や病虫害、
鳥獣害などで
収量が下がった



市場価格が
下がった



災害で
作付不能になった



けがや病気で
収穫ができない



倉庫が浸水して
売り物に
ならない



取引先が
倒産した



盗難や
運搬中の事故に
あった



輸出したが
為替変動で
大損した



(1) 加入できる方

青色申告を行っている農業者(個人・法人)

- ※保険期間の前年1年分の青色申告(簡易な方式を含む)実績があれば加入できます。
- ※収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度については、どちらかを選択して加入します。
- ※ゲタ対策については、同時に加入できます。

(2) 対象収入

農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体

- ※簡易な加工品(精米、もちなど)は含まれます。
- ※一部の補助金(畑作物の直接支払交付金等の数量払)は含まれます。
- ※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

(3) 補填の仕組み

- 保険期間の収入が基準収入の9割(5年の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限)を下回った場合に、下回った額の9割を上限として補填します。

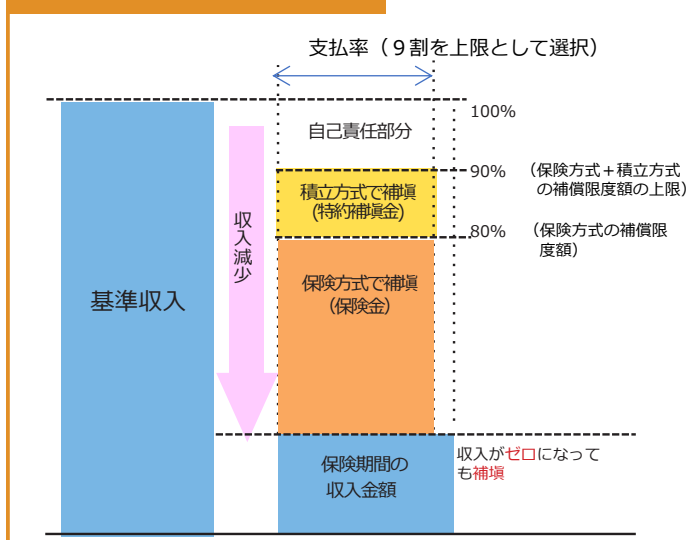
※補填方式には、保険方式と積立方式を併用する「積立方式併用タイプ」と、保険方式のみの「保険方式補償充実タイプ」があり、農業者が選択できます。

※基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入(5中5)を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。

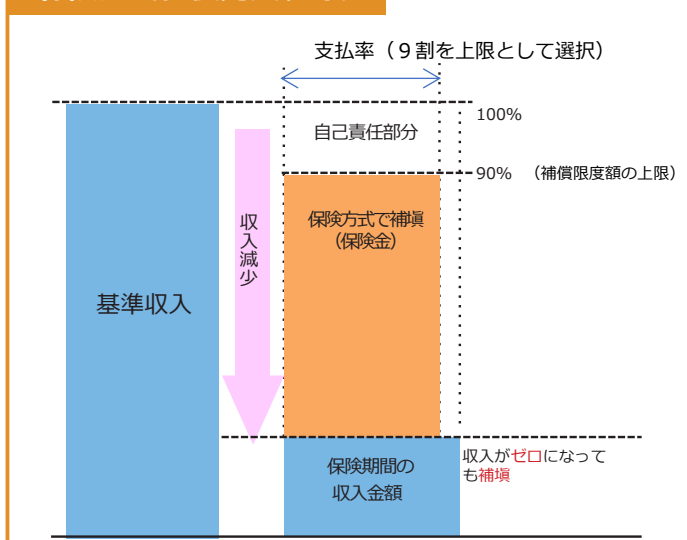
※補償限度額は基準収入の9～5割の中から選択できます。

※保険方式の支払率は9～5割、積立方式の支払率は9～1割の中から選択できます。

積立方式併用タイプ



保険方式補償充実タイプ



- 基準収入が1,000万円で最大補償の場合、保険期間の収入がゼロとなったときは、いずれのタイプも同じ810万円の補償が受けられます。(※5年の青色申告実績がある者の場合)

(4) 保険料、積立金等

- 農業者は、**保険料、積立金等**を支払って加入します。
- ※保険料には、50%の国庫補助があります。保険料は掛捨てになります。保険料率は、新規加入（補償限度80%）の場合、1.498%（国庫補助後）で、自動車保険と同様に、保険金の受取実績に応じて、毎年、適用される保険料率が変わります。
- ※積立金には、75%の国庫補助があります。積立金は自身のお金であり、補填に使われない限り、翌年に持ち越されます。
- ※保険料、積立金は分割払（最大9回）や制度資金の活用ができます。
- ※税務上、保険料及び付加保険料（事務費）は、必要経費（個人）又は損金（法人）に計上します。積立金は、預け金として取り扱います。
- ※補償限度額・支払率の選択や補償の下限を設定することにより、保険料を調整することができます。

基準収入が1,000万円で最大補償の場合に農業者が負担するお金

積立方式併用タイプ (保険方式80%+積立方式10%、支払率90%)		保険方式補償充実タイプ (保険方式90%、支払率90%)	
保険料	10.8万円	保険料	23.0万円
積立金	22.5万円	積立金	—
付加保険料（事務費）	2.2万円	付加保険料（事務費）	2.2万円
合計	35.5万円	合計	25.2万円

※保険料については、税務上、経費として損金算入されるため、保険方式補償充実タイプは積立方式併用タイプより所得税・法人税が軽減できます。

付加保険料（事務費）を安くすることができます！

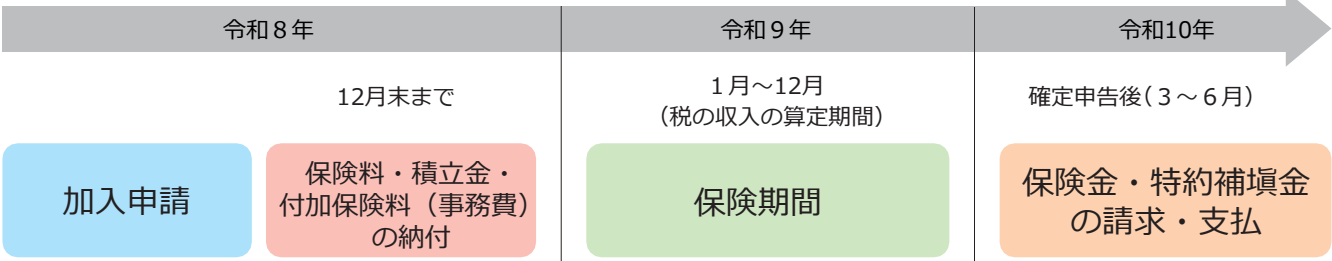
- 共通申請サービスを通じて**インターネット申請**した方や**自動継続特約**を利用する方は、**付加保険料（事務費）が割引**となります。

インターネット申請と自動継続特約を両方利用する場合	
新規加入者	4,500円割引
継続加入者	3,200円割引

※インターネット申請のみの場合：新規加入者は4,500円割引、継続加入者は2,200円割引
自動継続特約のみの場合：新規加入者、継続加入者ともに1,000円割引

加入・支払等手続きのスケジュール

※保険期間が令和9年1月～12月の場合のイメージです。
※保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。



※保険料・積立金は分割支払もできます。
(最終の納付期限は保険期間の8月末)

【つなぎ融資】
※保険期間中に災害等により資金が必要な場合は、無利子のつなぎ融資を受けることができます。

詳しい内容については、お近くの農業共済組合、全国農業共済組合連合会、又は農林水産省経営局保険課（03-6744-7148）へお問い合わせください。



収入保険

検索

Webサイトでは様々な情報を公開中！
<https://www.maff.go.jp/j/keiei/nogyohoken/syunyuhoken/index.html>